

一般社団法人全国産業人能力開発団体連合会定款

第1章 総則

(名称)

第1条 この法人は、一般社団法人全国産業人能力開発団体連合会と称し、(英文名は「Japan Association of Personnel Ability Development」とする。)と称する。

(事務所)

第2条 この法人は、主たる事務所を東京都千代田区に置く。

第2章 目的及び事業

(目的)

第3条 この法人は、社会人の能力開発を実施する団体の健全な発展及び団体の提供する教育サービス等の水準向上を図るため、当法人が別途定めた自主規制基準等に基づく指導等を行うことにより、我が国における社会人の能力開発を促進し、もって生涯を通じた能力開発の推進に寄与することを目的とする。

(事業)

第4条 この法人は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 社会人の能力開発を目的とする教育サービスの自主規制基準の策定
- (2) 前号自主規制基準に適合する教育サービスの認定
- (3) 教育サービスの水準の向上を図るための指導及び支援事業
- (4) 受講者の習得技能等を適正に評価するための能力評価技法の研究
- (5) 社会人の能力開発を促進するための調査研究及び講座等の開発
- (6) 社会人の能力開発を促進するための各種出版物の発行、表彰及びセミナー事業
- (7) 社会人の能力開発を促進するための相談業務及び情報、資料の収集・提供
- (8) 国際的な視野の育成を図るための、能力開発に関する情報収集と分析
- (9) 前各号のほか、この法人の目的を達成するために必要な事業

2 前項の事業については、本邦および海外で行うものとする。

第3章 社員

(法人の構成員)

第5条 この法人の会員は、次の7種とし、正会員をもって一般社団法人及び一般財団法人に関する法律上の社員とする。

- (1) 正会員 この法人の目的に賛同して入会した、教育サービス事業又は資格認定等の能力評価事業を営む団体。
- (2) 準会員 この法人の目的に賛同して入会した、教育サービス事業、資格認定等の能力評価事業又は職業紹介等の人材関連サービス事業を営む団体。
- (3) 賛助会員 前1号及び2号に定める団体以外で、この法人の目的に賛同して入会した、この法人の事業に協力する団体。
- (4) 特別会員 教育サービスの発展又はこの法人の事業に功労のあった団体又は個人で、理事会の決議を経て会長が推薦した団体又は個人。
- (5) 個人会員 この法人の目的に賛同して入会した、教育サービス事業、資格認定等の能力評価事業又は職業紹介等の人材関連サービス事業を営む個人、またはこの法人の事業に協力する個人。
- (6) 一般会員 この法人の目的に賛同して入会した、教育サービス事業、資格認定等の能力評価事業又は職業紹介等の人材関連サービス事業を営む小規模な組織であると理事会が認めた団体。
- (7) 情報会員 この法人の目的に賛同して入会した、教育サービス事業、資格認定等の能力評価事業又は職業紹介等の人材関連サービス事業を営む小規模な組織であると理事会が認めた団体。

2 前項の詳細は理事会において別に定める入会及び退会規程による。

(社員の資格の取得)

第6条 この法人の正会員になろうとする者は、理事会において別に定める入会及び退会規程により申込みをし、その承認を受けなければならない。

(経費の負担)

第7条 この法人の事業活動に経常的に生じる費用に充てるため、正会員になった時及び毎年、正会員は、総会において別に定める会費規程に基づいた額を支払う義務を負う。

2 この法人の事業活動に経常的に生じる費用に充てるため、毎年、前項以外の会員

にあつては、総会において別に定める会費規程に基づいた額を支払う義務を負う。

(任意退会)

第8条 会員は、理事会が別に定める退会届を提出することにより、任意にいつでも退会することができる。

(除名)

第9条 会員が次のいずれかに該当するに至ったときは、総会の決議によって当該会員を除名することができる。

- (1) この定款その他の規則に違反したとき。
- (2) この法人の名誉を傷つけ、又は目的に反する行為をしたとき。
- (3) その他除名すべき正当な事由があるとき。

(社員資格の喪失)

第10条 前2条の場合のほか、会員は、次のいずれかに該当するに至ったときは、その資格を喪失する。

- (1) 第7条の支払義務を2年以上履行しなかったとき。
- (2) 当該会員が死亡し、又は解散したとき。
- (3) 総正会員が同意したとき。

第4章 総会

(構成)

第11条 総会は、すべての正会員をもって構成する。

- 2 前項の総会をもって一般社団法人及び一般財団法人に関する法律上の社員総会とする。

(権限)

第12条 総会は、次の事項について決議する。

- (1) 定款の変更
- (2) 貸借対照表及び損益計算書（正味財産増減計算書）の承認
- (3) 理事及び監事の選任又は解任
- (4) 会員の除名（特別決議）
- (5) 解散及び残余財産の処分

(6) 理事及び監事の報酬等の額

(7) その他総会で決議するものとして法令又はこの定款で定められた事項

(開催)

第13条 総会は、定時総会として毎事業年度終了後3ヶ月以内に1回開催するほか、必要がある場合に臨時総会を開催する。

(招集)

第14条 総会は、法令に別段の定めがある場合を除き、理事会の決議に基づき会長が招集する。

2 総正会員の議決権の5分の1以上の議決権を有する正会員は、会長に対し、総会の目的である事項及び招集の理由を示して、総会の招集を請求することができる。

(議長)

第15条 総会の議長は、会長がこれにあたる。

(議決権)

第16条 総会における議決権は、正会員1名につき1個とする。

(決議)

第17条 総会の決議は、総正会員の議決権の過半数を有する正会員が出席し、出席した当該正会員の議決権の過半数をもって行う。

2 前項の規定にかかわらず、次の決議は、総正会員の半数以上であって、総正会員の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行う。

- (1) 会員の除名
- (2) 監事の解任
- (3) 定款の変更
- (4) 解散
- (5) その他法令で定められた事項

3 理事又は監事を選任する議案を決議するに際しては、各候補者ごとに第1項の決議を行わなければならない。理事又は監事の候補の合計数が第19条に定める定数を上回る場合には、過半数の賛成を得た候補者の中から得票数の多い順に定

数の枠に達するまでの者を選任することとする。

(議事録)

第18条 総会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。

- 2 議長及び当該総会において選出された議事録署名人2人が、前項の議事録に記名押印する。

第5章 役員

(役員)

第19条 この法人に、次の役員を置く。

- (1) 理事 6名以上12名以内
- (2) 監事 2名以内

- 2 理事のうち1名を会長、2人以内を副会長、1人を専務理事とする。また、理事のうち3人以内を常務理事とすることができる。
- 3 前項の会長をもって一般社団法人及び一般財団法人に関する法律上の代表理事とし、副会長、専務理事及び常務理事をもって同法91条第1項第2号の業務執行理事とする。

(役員を選任)

第20条 理事及び監事は、総会の決議によって選任する。

- 2 会長、副会長、専務理事及び常務理事は、理事会の決議によって理事の中から選定する。
- 3 理事及びその親族等である理事の合計数は理事の総数の3分の1を超えてはならない。また、監事についても同様とする。

(理事の職務及び権限)

第21条 理事は、理事会を構成し、法令及びこの定款で定めるところにより、職務を執行する。

- 2 会長は、法令及びこの定款で定めるところにより、この法人を代表し、その業務を執行する。
- 3 副会長は会長を補佐し、理事会が別に定めるところにより業務を分担執行する。また、副会長は、会長に事故があるとき又は欠けたときは、理事会において予め指名した順序により、代表権の行使は除くその職務を代行する。
- 4 専務理事は会長及び副会長を補佐し、理事会が別に定めるところにより業務を分担執行する。また、専務理事は、会長及び副会長に事故があるとき又は欠けたときは、代表権の行使は除くその職務を代行する。
- 5 常務理事は専務理事を補佐し、理事会が別に定めるところにより、業務を分担執行する。
- 6 会長、副会長、専務理事及び常務理事は、毎事業年度に4ヶ月を超える間隔で2回以上、自己の職務の執行の状況を理事会に報告しなければならない。

(監事の職務及び権限)

第22条 監事は、理事の職務の執行を監査し、法令で定めるところにより、監査報告を作成する。

- 2 監事は、いつでも、理事及び使用人に対して事業の報告を求め、この法人の業務及び財産の状況の調査をすることができる。

(役員任期)

第23条 理事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時総会の終結の時までとする。

- 2 監事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時総会の終結の時までとする。
- 3 補欠として選任された理事及び監事の任期は、前任者の任期の満了する時までとする。
- 4 理事及び監事は、第19条に定める定数に足りなくなるときは、任期の満了又は辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお理事及び

監事としての権利義務を有する。

(役員の実任の免除)

第24条 この法人は理事及び監事の一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第111条第1項の賠償責任について、法令に定める要件に該当する場合には、理事会の決議によって、賠償責任額から法令に定める最低責任限度額を控除して得た額を限度として、免除することができる。

(役員の実任)

第25条 理事及び監事は、総会の決議によって解任することができる。

(役員の実酬等)

第26条 理事及び監事は、無報酬とする。ただし、常勤の理事及び監事並びに特別な職務を執行した理事及び監事には、その対価として報酬を支給することができる。

- 2 理事及び監事には、その職務を行うために要する費用の支払いをすることができる。
- 3 前2項に関し必要な事項は、総会の決議により別に定める役員の実酬等及び費用に関する規程による。

第6章 理事会

(構成)

第27条 この法人に理事会を置く。

- 2 理事会は、すべての理事をもって構成する。

(権限)

第28条 理事会は次の職務を行う。

- (1) この法人の業務執行の決定
- (2) 理事の職務の執行の監督
- (3) 会長、副会長、専務理事及び常務理事の選定及び解職

(招集)

第29条 理事会は、会長が招集する。

- 2 会長が欠けたとき又は会長に事故があるときは、副会長、専務理事又は常務理事が理事会を招集する。

(決議)

第30条 理事会の決議は、決議について特別の利害関係を有する理事を除く理事の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

- 2 前項の規定にかかわらず、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第96条の要件を満たしたときは、理事会の決議があったものとみなす。

(議事録)

第31条 理事会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。

- 2 出席した会長、監事及び出席した理事のうち当該理事会から選任された3名以内の理事は、前項の議事録に記名押印する。

第7章 資産及び会計

(事業年度)

第32条 この法人の事業年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

(事業計画及び収支予算)

第33条 この法人の事業計画書及び収支予算書については、毎事業年度の開始の日の前日までに、会長が作成し、理事会の承認を受けなければならない。これを変更する場合も、同様とする。

- 2 前項の書類については、主たる事務所に、当該事業年度が終了するまでの間備え置き、一般の閲覧に供するものとする。

(事業報告及び決算)

第34条 この法人の事業報告及び決算については、毎事業年度終了後、会長が次の書類

を作成し、監事の監査を受けた上で、理事会の承認を受けなければならない。

- (1) 事業報告
- (2) 事業報告の附属明細書
- (3) 貸借対照表
- (4) 損益計算書（正味財産増減計算書）
- (5) 貸借対照表及び損益計算書（正味財産増減計算書）の附属明細書

2 前項の承認を受けた書類のうち、第1号、第3号及び第4号の書類については、定時総会に提出し、第1号の書類についてはその内容を報告し、その他の書類については承認を受けなければならない。

3 第1項の書類のほか、監査報告を主たる事務所に5年間備え置き、一般の閲覧に供するとともに、定款、会員名簿を主たる事務所に備え置き、一般の閲覧に供するものとする。

第8章 定款の変更及び解散

（定款の変更）

第35条 この定款は、総会の決議によって変更することができる。

（解散）

第36条 この法人は、総会の決議その他法令で定められた事由により解散する。

（剰余金の分配禁止）

第37条 この法人は、剰余金の分配を行うことができない。

（残余財産の帰属）

第38条 この法人が清算をする場合において有する残余財産は、総会の決議を経て、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第5条第17号に掲げる法人又は国若しくは地方公共団体に贈与するものとする。

第9章 公告の方法

(公告の方法)

第39条 この法人の公告は、電子公告により行う。

- 2 事故その他やむを得ない事由によって前項の電子公告をすることができない場合は、官報に掲載する方法とする。

附則

1 この定款は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第121条第1項において読み替えて準用する同法第106条第1項に定める一般社団法人の設立の登記の日から施行する。

2 この法人の最初の代表理事（会長）は寺田明彦、最初の業務執行理事は、浅井三郎（副会長）、町田宏子（副会長）、及び谷治一好（専務理事）とする。

3 一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第121条第1項において読み替えて準用する同法106条第1項に定める特例民法法人の解散の登記と一般社団法人の設立の登記を行ったときは、第32条の規定にかかわらず、解散の登記の日の前日を事業年度の末日とし、設立の登記の日を事業年度の開始日とする。

4 改定後のこの定款は、平成27年6月10日から施行する。

5 改定後のこの定款は、令和元年6月19日から施行する。

6 改定後のこの定款は、令和3年6月16日から施行する。